

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福岡地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	15 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	13 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	24 件
国民年金関係	6 件
厚生年金関係	18 件

福岡国民年金 事案 2014

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 50 年 3 月
② 昭和 52 年 1 月から同年 3 月まで

私は、昭和 50 年 3 月から 63 年 6 月に再就職するまで国民年金に加入し、国民年金保険料は金融機関で納付した。

国民年金保険料は、納付の期限内に納付し、一度も未納の連絡を受けたことはない。申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②については、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 50 年 8 月に払い出されており、同年 4 月から厚生年金保険の被保険者資格を再取得する 63 年 5 月までの国民年金保険料は、当該期間を除きすべて現年度納付されている上、当該期間は 3 か月と短期間であることから、申立期間②については保険料が納付されていたものと考えるのが自然である。

一方、申立期間①については、国民年金手帳記号番号が払い出された時点で国民年金保険料は過年度納付となるが、申立人は、社会保険事務所（当時）から過年度納付についての連絡や過年度納付書が送付されてきたことは無いとしており、国民年金被保険者名簿、特殊台帳及びオンライン記録のいずれにおいても、当該保険料が過年度納付された形跡は確認できない上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

また、申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）は無く、ほかに申立人が申立期間①の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

その他の事情も含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年4月から同年12月までの期間及び40年4月から同年12月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年4月から同年12月まで
② 昭和40年4月から同年12月まで

私は、昭和34年9月からA町役場に勤務し、国民年金業務を担当していた。その後結婚し、37年12月に同町役場を退職した。私の夫はサラリーマンであり、私は国民年金の強制加入被保険者ではないが、独身の時の仕事の経験から将来を思って、39年4月にB町役場（現在は、C市役所）で国民年金に任意加入した。

国民年金保険料は、D協同組合E支店又はB町役場において納付書により納付している。

私は自らの意志で国民年金に任意加入したので、保険料の未納は一度も無く、役場からの督促も無かったはずであるのに、60歳になったころ、国民年金受給資格通知書が送られてきて、申立期間の18か月が保険料未納とされていた。

この記録の誤りは社会保険庁（当時）が電算システムを導入した際の入力ミスと考えられ、一部未納の記録を知り、10年に及ぶこの悔しさをもたらした行政の責任は大きく、申立期間の国民年金保険料が未納と記録されていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①及び②については、それぞれ9か月と短期間である上、申立人の昭和39年4月1日の国民年金任意加入から平成12年*月*日の60歳到達による国民年金被保険者資格喪失までの期間は、申立期間及び厚生年金保険加入期間を除き、国民年金保険料の未納期間は無く、申立期間①直後の昭和40年

1月から同年3月までの国民年金保険料を過年度納付しているものの、当該過年度納付は現年度納付の納期限直後の同年5月に納付されていることを踏まえると、申立期間の国民年金保険料は納付されていたと考えるのが自然である。

また、申立期間②については、C市が保管する申立人に係る国民年金被保険者名簿において、当該期間の国民年金保険料は、納付済みの記録となっており、社会保険事務所（当時）の記録と一致していないなど、行政側の記録管理が適切に行われていなかったことがうかがわれることなどを考慮すると、国民年金保険料を納付しなかったとは考え難い。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 8 月 31 日まで

A社に勤務した期間のうち、申立期間に係る標準報酬月額の記録が15万円と記録されているが、当時、同社から支給されていた給与は40万円を超える額であった。

申立期間に係る標準報酬月額の記録を実際の報酬月額に見合うものに訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立人の申立期間に係る標準報酬月額は、当初、41万円（当時の厚生年金保険の標準報酬月額の上限）と記録されていたところ、申立事業所が適用事業所に該当しなくなった日（昭和60年10月31日）の後の昭和60年12月26日付けで、申立期間に係る標準報酬月額が59年10月1日にさかのぼって15万円に引き下げられていることが確認できる。

また、申立人と同様に昭和60年12月26日付けで、前述の被保険者名簿により、同年8月31日から同年10月31日までの期間において厚生年金保険被保険者資格を喪失した記録が確認できる55人のうち、45人についても標準報酬月額がさかのぼって引き下げられていることが確認できるが、このような処理を行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人及び申立人が名前を挙げる複数の同僚は、「社会保険事務関係の手続きは総務担当役員が行っていた。」と供述しているところ、当該役員であったとする者は既に死亡しており、当時の事業主も連絡先不明である上、法人登記簿謄本が廃棄されているため当時の役員等について確認することはで

きないが、前述の同僚からも申立人が役員であったとの供述は無い。

これらを総合的に判断すると、申立期間において標準報酬月額の有効な記録訂正があったとは認められないことから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 41 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年8月に係る標準報酬月額については41万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から同年9月1日まで

A社における標準報酬月額について、B厚生年金基金の加入員記録と社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の被保険者記録を照合したところ、標準報酬月額が異なっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、A社が保管する申立人の給与支払明細書から、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認されるところ、申立人の平成19年9月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額から判断すると、申立期間のうち、同年8月は41万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、申立事業所が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所において保管する、平成 19 年 7 月の「報酬月額変更届」について、B 厚生年金基金提出分には同基金の受付及び処理印が有ることが確認できるものの、社会保険事務所提出分には同事務所の受付印が押されていないことから判断すると、事業主は、社会保険事務所に当該「報酬月額変更届」を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 19 年 7 月については、社会保険庁（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立事業所が保管する申立人に係る同年 8 月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年8月に係る標準報酬月額については32万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から同年9月1日まで

A社における標準報酬月額について、B厚生年金基金の加入員記録と社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の被保険者記録を照合したところ、標準報酬月額が異なっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、A社が保管する申立人の給与支払明細書から、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認されるところ、申立人の平成19年9月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額から判断すると、申立期間のうち、同年8月は32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、申立事業所が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所において保管する、平成 19 年 7 月の「報酬月額変更届」について、B 厚生年金基金提出分には同基金の受付及び処理印が有ることが確認できるものの、社会保険事務所提出分には同事務所の受付印が押されていないことから判断すると、事業主は、社会保険事務所に当該「報酬月額変更届」を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 19 年 7 月については、社会保険庁（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立事業所が保管する申立人に係る同年 8 月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年8月に係る標準報酬月額については30万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から同年9月1日まで

A社における標準報酬月額について、B厚生年金基金の加入員記録と社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の被保険者記録を照合したところ、標準報酬月額が異なっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、A社が保管する申立人の給与支払明細書から、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認されるところ、申立人の平成19年9月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額から判断すると、申立期間のうち、同年8月は30万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、申立事業所が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所において保管する、平成 19 年 7 月の「報酬月額変更届」について、B 厚生年金基金提出分には同基金の受付及び処理印が有ることが確認できるものの、社会保険事務所提出分には同事務所の受付印が押されていないことから判断すると、事業主は、社会保険事務所に当該「報酬月額変更届」を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 19 年 7 月については、社会保険庁（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立事業所が保管する申立人に係る同年 8 月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額を超えていることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間のうち、平成19年7月に係る標準報酬月額については26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から同年9月1日まで

A社における標準報酬月額について、B厚生年金基金の加入員記録と社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の被保険者記録を照合したところ、標準報酬月額が異なっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、A社が保管する申立人の給与支払明細書から、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認されるところ、申立人の平成19年8月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額から判断すると、申立期間のうち、同年7月は26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行につ

いては、申立事業所が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所において保管する、平成 19 年 7 の「報酬月額変更届」について、B 厚生年金基金提出分には同基金の受付及び処理印が有ることが確認できるものの、社会保険事務所提出分には同事務所の受付印が押されていないことから判断すると、事業主は、社会保険事務所に当該「報酬月額変更届」を届け出しておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 申立期間のうち、平成 19 年 8 月については、社会保険庁（当時）で記録されている標準報酬月額が、申立事業所が保管する申立人に係る同年 9 月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額と一致していることが確認できることから、当該期間については、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年7月1日から同年9月1日まで

A社における標準報酬月額について、B厚生年金基金の加入員記録と社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の被保険者記録を照合したところ、標準報酬月額が異なっている。申立期間の標準報酬月額を正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額については、A社が保管する申立人の給与支払明細書から、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認されるところ、申立人の平成19年8月及び同年9月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額から判断すると、26万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、申立事業所が社会保険事務を委託している社会保険労務士事務所において保管する、平成19年7月の「報酬月額変更届」について、B厚生年金基金

提出分には同基金の受付及び処理印が有ることが確認できるものの、社会保険事務所提出分には同事務所の受付印が押されていないことから判断すると、事業主は、社会保険事務所に当該「報酬月額変更届」を届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は、当該報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社（平成4年2月5日にB社に名称変更）における資格喪失日は、平成3年10月26日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、平成3年4月から同年9月までの標準報酬月額については44万円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成3年4月30日から同年10月30日まで

平成3年10月末ごろまでの期間においてA社に勤務していた。給与明細書は同年7月分しか保管していないが、私の記憶では同年4月から同年9月ごろまでの期間において給与から厚生年金保険料を控除されていたと思う。当時の会社の経営状況は思わしくなく、給与の支払いが遅れることもあった。

申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録によれば、申立人のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日については、当初、平成3年10月26日と記録されているところ、同社が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成3年4月30日）の後の4年3月12日付けで、さかのぼって3年4月30日に訂正する処理が行われていることが確認できる。

また、オンライン記録から、同僚30人についても、申立人と同様、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成3年4月30日と記録されているにもかかわらず、当該資格喪失の処理が前述の4年3月12日付けでさかのぼって行われている上、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった3年4月30日以降に厚生年金保険被保険者の資格を取得した者も7人確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人について、平成3年4月30日に資格

を喪失した旨の処理を行う合理的な理由は見当たらず、上記の資格喪失に係る記録は有効なものと認められないことから、申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た同年 10 月 26 日であると認められる。

なお、平成 3 年 4 月から同年 9 月までの期間に係る標準報酬月額については、取消し前の社会保険事務所の記録により、44 万円とすることが妥当である。

一方、申立期間のうち、平成 3 年 10 月 26 日から同年 10 月 30 日までの期間については、申立人について、当初、同年 10 月 1 日付けで標準報酬月額の定時決定について記録されているところ、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなった日（平成 3 年 4 月 30 日）の後の 4 年 3 月 12 日付けで、さかのぼって当該定時決定の取消処理が行われていることが確認できる。

しかしながら、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人は A 社において同資格を平成 3 年 9 月 25 日に喪失していることが確認できることから、当該期間において、申立事業所に勤務していたことが確認できない。

また、オンライン記録から厚生年金保険被保険者資格の喪失日は、当初、平成 3 年 10 月 26 日と記録されていることが確認できる上、このほか、当該期間について、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人は厚生年金保険の被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA事務所（現在は、B県教育庁）における資格取得日に係る記録を昭和58年11月23日、資格喪失日に係る記録を59年4月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和58年11月23日から59年4月1日まで
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録を照会したところ、A事務所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無いとの回答を得た。

申立期間についてB県C市立D小学校に臨時雇用されており、証明できる人事異動通知書も所持している。厚生年金保険に加入していたのは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したB県教育委員会が発行した人事異動通知書及びB県教育庁主管課の回答から判断すると、申立期間において、申立人がB県C市立D小学校において臨時的任用の職員として勤務していたことが確認できる。

また、A事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票から、申立期間中に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚4人のうち3人は、当該被保険者原票から確認できる厚生年金保険の被保険者記録が、B県教育委員会の人事異動通知書における任用期間と一致していることが確認できる。

さらに、申立人が提出したB県教育委員会の人事異動通知書により、申立人の申立期間に係る職員（B県C市立D小学校）としての採用日は、申立期間始期の昭和58年11月23日であり、59年3月31日までの期間において臨時的

に任用していることが確認できるほか、申立人の供述及びB県教育庁の回答から、申立人は、申立期間前の58年4月1日から同年8月31日までの期間において、B県C市立D小学校と同じ任用条件で、同県C市立E小学校で勤務していたことが確認できるところ、当該期間について、前述の被保険者原票における厚生年金保険の被保険者記録は人事異動通知書の任用期間と一致していることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年8月の記録、及び申立人と同質性の高い同僚6人のA事務所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票の昭和58年度の記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明であると回答しているが、社会保険事務所の当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には申立人の記録は確認できず、健康保険の整理番号にも欠番が無いことから、申立人に係る記録が失われたとは考え難い上、社会保険事務所が被保険者資格の取得及び喪失のいずれの機会においても処理を誤ることは考え難いことから、事業主から社会保険事務所への資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年11月から59年3月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人のA社における申立期間の標準賞与額に係る記録を 53 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 12 月 10 日

申立期間について、A社から支給された賞与から厚生年金保険料が控除されているが、社会保険事務所（当時）の記録では申立期間に係る標準賞与額の記録が確認できない。厚生年金保険料は賞与から控除されているので、申立期間に係る標準賞与額の記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が保管する平成 19 年 12 月分の賃金台帳により、申立人は、申立期間に標準賞与額（53 万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていることが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届、健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届総括表及びオンラインの記録から、事業主が、申立てに係る賞与の支払届を政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後（平成 22 年 3 月 10 日）に提出したことが確認できる上、当該賞与に係る厚生年金保険料の納付義務を履行していないことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間において、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認められることから、申立人のA社における申立期間の標準報酬月額に係る記録を、平成13年6月は41万円、同年7月から14年3月までは44万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月から15年9月までは41万円、16年4月は41万円、同年5月から17年3月までは38万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成13年6月1日から15年10月1日まで
② 平成16年4月1日から17年4月1日まで

平成13年6月にA社に正社員として入社した。業務形態の都合上、15年10月から16年3月までの期間は他社に移籍していたが、16年4月から再びA社に正社員として在籍した。

ねんきん定期便を確認したところ、A社に勤務していた申立期間の標準報酬月額は、実際に給与から控除された厚生年金保険料額に見合う標準報酬月額よりも低い額で記録されている。

申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標

準報酬月額のうちいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立期間に係る標準報酬月額については、申立人が所持する平成13年6月から15年9月までの分及び16年4月から17年3月までの分の給与明細書及びA社から提出された賃金台帳において確認できる給与支給総額及び厚生年金保険料の控除額から判断すると、平成13年6月は41万円、同年7月から14年3月までは44万円、同年4月から同年6月までは41万円、同年7月から同年9月までは44万円、同年10月から15年9月までは41万円、16年4月は41万円、同年5月から17年3月までは38万円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、オンライン記録どおりに標準報酬月額を届け出たことを認めており、申立人が所持する申立期間に係る給与明細書及び申立事業所が保管する賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額が一致することが確認できるところ、申立事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額が、当該賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額よりも低い額であることが確認でき、その結果、社会保険事務所（当時）は、申立期間に係る報酬月額に見合う厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格喪失日に係る記録を平成元年7月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を14万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和35年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月30日から同年7月1日まで

「ねんきん特別便」により、A社における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が平成元年6月30日と記録されていることを知った。

A社が作成した、同社に平成元年6月30日までの期間において勤務していた旨の在籍証明書を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が記載しA社に提出した「退職願」及び申立人が所持する同社作成の在籍証明書から判断すると、申立人が申立事業所に平成元年6月30日まで継続して勤務していたことが認められる。

また、A社の事務担当者は、「申立期間に係る賃金台帳は保管していないが、当時厚生年金保険料は翌月に控除していた。一般的に、月末までの期間において勤務した場合、勤務期間の最後の月の給与から2か月分の厚生年金保険料を控除しているのでは、申立人についても申立期間に係る厚生年金保険料を控除していたと思われる。」と供述しているところ、申立人が所持する平成元年1月から同年6月までの期間に係る預金通帳を検証すると、同年1月から同年5月までの期間に係る給与支給額がほぼ同じぐらいの金額で記録されている一方、同年6月の給与支給額が最も低額で記録されていることなどから判断すると、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主から控除されていたこと

が認められる。

さらに、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成元年5月のオンライン記録により、14万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、「申立人の厚生年金保険被保険者資格の喪失日について、社会保険事務所（当時）に平成元年7月1日として届出をすべきところ、同年6月30日を資格喪失日として届け出た。」と回答している上、事業主が資格喪失日を平成元年7月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年6月30日と誤って記録することは考え難いことから、事業主が同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年6月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和58年3月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を11万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和58年3月1日から同年4月1日まで

A社(実際の勤務は、A社の関連会社であるB社)に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和58年4月1日と記録されており、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であり、申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていることが確認できる給与支払明細書を所持しているため、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した昭和58年3月分の給与支払明細書及び同僚の供述から判断すると、申立人は申立期間においてA社に継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出した昭和58年3月分の給与支払明細書及び申立人のA社における同年4月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、11万8,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主にも照会できないため不明であるが、雇用保険被保険者の資格取得日及び厚生年金保険被保険者の資格取得日が一致しており、公共職業安定所及び社会保険事務所(当時)の双方が誤って同じ資格取得日を記録したとは考え難いことから、社会保険事務所の記録どおりの届出が事業主から行われ、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和58年3月の保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA会における船員保険被保険者の資格取得日に係る記録を昭和19年11月17日、資格喪失日に係る記録を20年3月26日に、資格取得日に係る記録を同年4月9日、資格喪失日に係る記録を同年6月30日に、資格取得日に係る記録を同年8月28日、資格喪失日に係る記録を21年1月29日とし、申立期間の標準報酬月額を19年11月から20年2月までは150円、同年4月から同年5月まで及び同年8月から同年12月までは250円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の船員保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 明治43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和19年11月17日から20年3月26日まで
② 昭和20年4月9日から同年6月30日まで
③ 昭和20年8月28日から21年1月29日まで

A会の構成員であったB社（現在は、C社）が所有するD丸、E丸及びF丸に船長として乗船していた申立期間に係る船員保険の被保険者記録が確認できない。乗船していたことは事実であるので、すべての申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した船員手帳の記録、C社が提出した乗下船者氏名索引簿の記録から判断すると、申立人がすべての申立期間においてB社に雇入れされていたものと認められる。

また、申立人が提出した船員手帳では、申立人は昭和19年11月15日付けで徴用されていることが確認できる上、C社から、申立期間当時、B社が所有

するD丸及びE丸等は、船舶を国の統制下に置くために設置されたA会に管理されていた船舶であると考えられるとの供述を得ているところ、被徴用船員は、A会の運行する船舶に配置され、給与はA会が支給するものとされている。

さらに、申立期間①に係る船員手帳の手当欄には、標準報酬等級と考えられる「12級」との記録が確認できる上、当該手帳に添付されていた当該期間に係る船員保険料払込手簿においても、保険等級欄に「12」と記載され、船員保険料を払い込んだ旨の記録が確認できるところ、日本年金機構事務センターでは、「船員保険料払込手簿に払込年月日、保険料額及び受入印が記入されていることから、申立人は、当該期間において船員保険の被保険者として船員保険料を給与から控除されていたと思われる。」と回答している。

加えて、申立期間②及び③に係る船員手帳の「船舶所有者」欄には、B社と併せてA会の名称が記載されており、B社の事業を承継したC社では、「当時、船員保険の届出及び保険料の納付は、実質的にA会が行っていたと考えられる。」と回答しているほか、船員手帳の記録から判断すると、申立人は、すべての申立期間を通じて、職務内容、航行区域、給与及び手当等に大きな変化は無かったことが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、すべての申立期間において、船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人が提出したすべての申立期間に係る船員手帳及び申立期間①に係る船員保険料払込手簿の記録から、申立期間①については150円、申立期間②及び③については250円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る船員保険料の事業主による納付義務の履行については、仮に事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所（当時）が記録の処理を誤るとは考え難いことから、事業主から社会保険事務所に被保険者資格の取得及び喪失に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和19年11月から20年2月までの期間、同年4月及び同年5月並びに同年8月から20年12月までの期間に係る保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

福岡国民年金 事案 2016

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 4 月から 61 年 3 月まで

私は、昭和 60 年 4 月から働き始めたが、職場の都合で国民年金に加入することになり、加入手続や国民年金保険料の納付は母に頼んでいた。

職場の年末調整で、国民年金保険料の納付証明書を提出していたので、納付していたことは間違いない。

昭和 60 年 4 月から国民年金保険料を納付していたはずなので、申立期間の保険料が未納となっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 5 月に A 市で払い出されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、申立人は、年末調整の際、申立期間の国民年金保険料の納付証明書を職場に提出していたと供述しているものの、当時の雇用主は、申立人が就職した昭和 60 年当時は、従業員が各人で確定申告を行っており、職場で年末調整を行うようになったのは申立期間から数年経過してからであったと供述しており、申立人の供述内容と符合しない上、申立人自身は国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、確定申告書等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2017

第1 委員会の結論

申立人の平成 14 年 1 月から同年 10 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月から同年 10 月まで

私は、平成 14 年 1 月に A 社を退職したが、国民年金のことは失念していた。そこで、B 市 C 区役所の女性職員に事情を話し、同年 11 月から国民年金に加入することにした。

その後、平成 14 年 11 月からの国民年金保険料は納めたものの、同年 1 月から同年 10 月までの保険料は金銭的に余裕ができてから納付しようと思いつつ放置していたが、16 年ごろ、D 銀行で入金した。入金した日付を憶えていないので 16 年ではないかもしれないが、その時に 4 か月分^{おぼ}か、5 か月分ずつ、2、3 か月間隔を空けて 2 回に分けて入金した。

申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していた資料として、預金通帳のコピーを提出しているが、当該資料に印字されている「コツコキン（シヤカイホケ＊）」の送金日及び金額と、オンライン記録の国民年金保険料の納付日及び納付額をみると、当該資料では平成 16 年 11 月 29 日に 5 回に分けて送金されている金額が、オンライン記録では申立期間直後の 14 年 11 月から 15 年 3 月までの 5 か月分の国民年金保険料に充てられているなど、当該資料は、申立期間後の国民年金保険料の納付を示すものと考えられ、申立期間の国民年金保険料を納付していたものとは認め難い。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（日記、家計簿等）が無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 9 月から 48 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月から 48 年 7 月まで

私は 20 歳のころ、大学受験のため浪人していた。その当時、母が「あなたも 20 歳になったので、国民年金保険料を納めるようにという通知が来ているから、あなたの代わりに納めているからね。」と言っていた。

私は 27 歳で結婚したが、そのころ、母が「これはあなたの年金手帳だから、あなたが持っておきなさい。」と言って、オレンジ色の年金手帳を渡してくれたことを記憶している。その当時は社宅に住んでいたが、30 歳のころ家を建てて引っ越したので、その時に紛失したのか、現在、その手帳は見付からない。

母が納めてくれていた申立期間の国民年金保険料を納めていたものと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 5 月に払い出されていることが推認され、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらないことから、申立期間の国民年金保険料を申立人の母親が現年度納付することはできなかつたと考えられる。

また、申立人は昭和 52 年*月の結婚当時に、申立人の母親からオレンジ色の年金手帳を渡されたとしているが、厚生年金保険、国民年金及び船員保険 3 制度共通の年金手帳としてオレンジ色の年金手帳が使われ始めた時期は、申立期間後の 49 年 11 月ごろからであり、申立期間当時は使われていなかったことから、申立人が母親から渡されたとする年金手帳は、申立人が 55 年 4 月以前に勤務していた A 社又は B 社の厚生年金保険に係る年金手帳であったと推認される。

さらに、申立人の母親が申立人の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付に関与しておらず、申立期間における国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和46年4月から47年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年4月から47年3月まで

昭和46年4月ごろにA県B市において結婚した後に、妻が私の国民年金の加入手続を行った。国民年金保険料は、妻が夫婦二人分を自宅アパートで集金人に毎月納付した。

申立期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和46年4月ごろにB市において、妻が私の国民年金の加入手続を行って保険料を納付した。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和47年3月19日に払い出されていることが確認できるとともに、申立人が所持する国民年金手帳は、同年4月21日に交付されており、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

また、同手帳の「昭和46年度国民年金印紙検認記録」欄に納付記録は無く、「昭和47年度国民年金印紙検認記録」欄の昭和47年4月から同年6月までの欄に「領収 47・5・8 B市」の印紙検認記録が記載されていることから、同年5月8日に同年4月から同年6月までの3か月分の国民年金保険料が納付されていることが確認できる上、保険料を納付していたとする申立人の妻は、「承知している限りにおいては、国民年金保険料をまとめて納付したことや、さかのぼって納付したことはない。」と供述していることから、申立人の国民年金保険料は、同年4月分から納付が開始されたものと考えられる。

さらに、申立人は、「申立期間の国民年金保険料は、妻が私の分も含めて納付していた。」と申し立てしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号が払い出された後の昭和47年度及び48年度の国民年金保険料については、昭和

47年4月から同年6月までの3か月分の保険料を除き、申立人及びその妻の保険料は、同一日に納付されていることが確認できることから判断すると、申立人の記憶は、この時期の記憶と考えるのが自然である。

加えて、申立人の妻が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 4 月から 46 年 3 月まで

私は、昭和 42 年 10 月から 46 年 3 月までの期間、A 商店に住み込みで勤務していた。

国民年金保険料や国民健康保険料は、A 商店に勤務している期間中継続して給与から天引きされており、天引きされた保険料は、同商店の事業主が納付していたが、申立期間の国民年金保険料が未納とされている。

給与明細書や国民年金保険料納付済みの領収書はもらっておらず、事業主は死亡しているため、詳細については確認できないが、申立期間の納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、B 県 C 市に所在する A 商店において事業主宅に住み込みで勤務し、国民年金保険料は同商店の事業主を通じて納付していた旨を供述しているところ、申立人が所持する国民年金手帳には、同手帳が昭和 44 年 11 月 24 日に発行され、国民年金加入時の「B 県 D 市 E 町」の住所が記載されているとともに、同手帳の裏面には、D 市の納付組合の記号とうかがわれる記載がある上、オンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号が D 市において払い出されていることが推認できることなどから申立内容とは符合しておらず、このほかそれ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人は申立期間の国民年金保険料の納付に直接関与しておらず、申立人の国民年金保険料を納付したとする同商店の事業主は既に死亡していることから、申立期間の国民年金保険料の納付状

況は不明であり、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福岡国民年金 事案 2021

第1 委員会の結論

申立人の昭和44年6月から48年4月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年6月から48年4月まで

私は、申立期間当時、A市に所在する事業所内に住み込んで働いていた。当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったため、事業主が私の給料から国民年金保険料を天引きして、事業主の妻が保険料の集金に来ていた隣組の当番の人に支払ってくれていたものと思う。

国民年金保険料の納付記録を照会したところ、申立期間における国民年金の加入記録が確認できなかったとの回答をもらった。保険料の集金の際に、事業主夫婦共に一緒に出張して不在だった時には、私が、隣組の役員宅に直接出向き、国民年金保険料を納付した記憶もあるので、申立期間が国民年金の未加入期間とされ、保険料の納付が記録されていないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録により、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和48年10月にB市において払い出されていることが確認でき、この時点においては、申立期間の大部分は時効により国民年金保険料を納付できない期間である上、それ以前に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人は、申立期間当時、住込先の事業主夫婦も国民年金に加入し、申立人と一緒に国民年金保険料を納付していたと主張しているが、オンライン記録では、事業主夫婦についての国民年金の加入記録は確認できない上、申立人の国民年金の加入手続及び国民年金保険料の納付を行ったとする事業主の元妻からは連絡先不明のため聴取できなかったことから、申立期間の保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 4 月 11 日から 61 年 8 月 26 日まで

A社B支店に入社し、その後、同社C支店に異動した後も継続して販売業務に従事していたが、申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が無い。同社に継続して勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が名前を挙げる上司の供述並びにA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において申立人が名前を挙げる上司及び同僚の厚生年金保険の被保険者記録が確認できることから判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立期間当時、A社本社において社会保険事務を担当していたとする者は、「営業に従事する従業員は会社と販売委託契約を締結して勤務していた。会社の設立後間もなく課長職以上の従業員は厚生年金保険に加入させるようになったが、その後しばらくしてから、会社の方針で、支店長も含めて営業に従事する従業員について、会社と販売委託契約を締結する形態に変わり、厚生年金保険には加入させていなかった。」と供述しており、複数の同僚らも「営業職の従業員は社会保険に加入していなかったと思う。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿により、申立人が名前を挙げる前述の同僚とは別の者で、同社B支店に勤務していた当時、申立人と同じ営業職であったとする者二人に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、申立事業所では、すべての従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は

確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い上、申立期間における雇用保険の被保険者記録も確認できない。

さらに、A社が加入していたD健康保険組合では、「当組合が保管する記録では、申立人の健康保険の被保険者記録は確認できない。」と回答している。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

なお、オンライン記録により、申立人は、申立期間のうち、昭和 51 年 4 月から 54 年 3 月までの期間においては国民年金保険料を納付済みであること、及び 56 年 4 月から 59 年 3 月までの期間においては国民年金保険料の免除申請を行っていることが確認できる。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月ごろから3年9月ごろまで

A社B営業所に勤務していたが、申立期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い。

私の銀行預金通帳には、平成元年6月30日以降の期間について申立事業所からの給与振込みの記録があり、勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び申立事業所が保管する従業員名簿並びに申立人が所持する平成元年6月30日から3年9月10日までの期間に係る銀行預金通帳の給与振込記録から判断すると、申立人が申立期間においてA社B営業所に勤務していたことは推認される。

しかしながら、オンライン記録により、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、「当時、厚生年金保険の加入は強制ではなかった。半年ごとの雇用契約であり、手取額が減るとの理由で厚生年金保険に加入する者は少なかったと思う。」、「当時、すべての従業員が厚生年金保険に加入していたわけではなかったと思う。」、「当時、個々の従業員の勤務が長く続くかを会社が見て判断し、厚生年金保険に加入させていたと思う。従業員の半数程度しか厚生年金保険に加入していなかった。」、「当時は、短期間の雇用や季節的雇用を繰り返す従業員が多く、家族を田舎に残している場合もあり、本人の意思を聞いて社会保険に加入させていたと思う。当時の従業員で社会保険に加入していたのは半分くらいだったと思う。」と供述していることから判断すると、申立事業所では、すべての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、申立期間当時、A社B営業所が加入していたC健康保険組合及びD厚生年金基金では、申立人の被保険者記録又は加入員記録は確認できないと回答している。

さらに、申立人は、A社B営業所からの派遣労働者として勤務したと供述しているところ、申立事業所は、「当時、派遣元である当社が従業員の給与の支給及び厚生年金保険の加入手続等に係る事務を行っていたが、当時の資料は従業員名簿しか残っておらず、厚生年金保険の加入状況及び保険料の控除等については確認することができない。」と回答している上、申立人が名前を挙げる同僚は既に死亡し、オンライン記録により申立期間当時において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の者は、申立人の厚生年金保険の加入状況についても分からないと供述していることから、申立人の厚生年金保険の加入及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

加えて、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間を含む平成元年5月から3年9月までの期間において国民年金保険料の申請免除を受けていることが確認できる。

また、前述の銀行預金通帳の給与振込記録からは、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことは確認できない上、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 48 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 7 月 1 日から同年 9 月 1 日まで

A社における申立期間の標準報酬月額について、B厚生年金基金の加入員記録と社会保険事務所（当時）の厚生年金保険の被保険者記録とを照合したところ、申立期間の標準報酬月額について、同厚生年金基金の記録と異なっている。申立期間の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

なお、特例法に基づき記録の訂正等が行われるのは、上記の額が社会保険庁（当時）の額を上回る場合である。

したがって、申立人の申立期間における標準報酬月額（20 万円）については、A社が保管する申立人の給与支払明細書から、申立事業所においては翌月控除方式により給与から厚生年金保険料の控除が行われていたと推認されるところ、申立人の平成 19 年 8 月及び同年 9 月分の給与支払明細書において確認できる報酬月額に見合う標準報酬月額（20 万円）とオンライン記録とが一致していることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 4 月 1 日から 32 年 8 月 1 日まで
(A社)
② 昭和 52 年 5 月 1 日から平成元年 3 月 1 日まで
(B社)

A社に関しては、昭和 30 年 3 月にC中学校を卒業後、同年 4 月から勤務を開始し、厚生年金保険被保険者証及び健康保険被保険者証を受け取った記憶がある。

また、B社（現在は、C社）に関しては、同僚が、私が平成元年 3 月 1 日までの期間において勤務していたことを証明している。

両申立期間とも、勤務していたのは間違いないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社の入社時期を昭和 29 年末から 30 年の年が明けたころと記憶している同僚が、「申立人は私の入社時期から 1 年後くらいに入社してきたと思う。」と供述しており、同事業所への入社時期を 27 年 1 月ごろと記憶している別の同僚が、「申立人は私の入社時期から 2 年後くらいに入社してきたと思う。」と供述していることから判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立期間①において、申立人が同事業所に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、前述の同僚二人について、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格の取得日が、それぞれが記憶する入社時期と一致していないことが確認できることから判断すると、申立期間①当時、同事業所では、従業員について必ずしも入

社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、前述の被保険者名簿では、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 32 年 8 月 1 日と記録されており、申立期間①において、申立人に係る厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

さらに、A社では、「申立人に係る資料は健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失届しか保管されておらず、在籍していることは確認できるが、いつから勤務していたかなどについては不明である。」と回答しており、申立期間①当時の事業主は死亡している上、事務担当者も体調不良により当時の事情を聴取することができず、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

2 申立期間②については、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のB社における離職日は昭和 52 年 4 月 30 日と記録されており、当該記録は、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の被保険者記録と符合する。

また、前述の被保険者名簿から、昭和 53 年に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚は、「自分が入社した時は、既に申立人は退職した後だった。」と供述し、申立期間②当時の事業主であった者の親族は、「申立人は、昭和 52 年から 53 年ごろに退職したと思う。」と供述している。

さらに、申立人が申立期間②において勤務していたことについて証明書を提出した者は、申立人の勤務期間について具体的な記憶は無いとしていることなどから判断すると、申立人が申立期間②においてB社に勤務していたことを確認することができない。

加えて、C社は、「申立人に係る資料は無く、当時の事情は不明である。」と回答しており、申立期間②当時の事業主は死亡している上、事務担当者も体調不良により当時の事情を聴取することができず、申立人の申立期間②における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

なお、申立人は、申立期間②のうち昭和 53 年 2 月 1 日から 60 年 6 月 4 日までの期間において、B社とは異なる、D社における雇用保険の被保険者記録が確認でき、法人登記簿から、同年 6 月 5 日に同社の代表者に就任していることが確認できる。

また、申立人は申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から

控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

- 3 これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできず、また、申立期間②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 19 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 41 年 2 月から 5 月 15 日まで
(A社)
② 昭和 41 年 5 月 15 日から 42 年 9 月 6 日まで
(A社)

独身時代に勤務していたB社については、失業保険をもらっている時に脱退手当金の説明を受け、同社勤務期間についての脱退手当金を受給した。しかし、結婚後に勤務していたA社については、妊娠が分かり退職したものであり、その後出産にかかりっきりだったため、脱退手当金を受給しているわけが無い。

また、A社で勤務を開始した時期は昭和 41 年 2 月であり、申立期間①に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

申立期間①を厚生年金保険の被保険者期間として認め、申立期間②の脱退手当金の支給記録を取り消してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、雇用保険の被保険者記録によれば、申立人のA社における被保険者資格の取得日は昭和 41 年 5 月 15 日と記録されており、当該記録は、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる厚生年金保険被保険者資格取得日と一致することから、申立人が申立期間①において申立事業所に勤務していたことが確認できない。

また、前述の被保険者名簿から、両申立期間に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる同僚二人は、「私の厚生年金保険被保険者資格の取得時期は、入社日と一致していると思う。」と供述してい

る。

さらに、前述の同僚らは申立人に係る記憶が無く、適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主も既に死亡していることから、申立人の申立期間①における勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認することができない。

加えて、申立人は申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間①における厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

- 2 申立人は、申立期間②以前にB社で勤務した期間に係る脱退手当金を申立期間②以前に受給したことがあると主張しているが、申立期間②以前に申立人が脱退手当金を受給した記録は無く、申立てに係るA社に係る被保険者期間のみでは脱退手当金の受給資格を満たさないなか、B社及びA社に係る両被保険者期間を支給対象期間として脱退手当金が1回支給決定されていることがオンライン記録により確認でき、申立人の主張とは符合しない。

また、申立期間②については、申立人が勤務していたA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿には、申立人について脱退手当金が支給されていることを示す「脱」の表示が記されている上、同一の被保険者記号番号で管理されている申立期間②とそれ以前の期間を支給期間とした脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに申立人に対する脱退手当金の支給を疑わせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、すべての申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 10 月ごろから 46 年 9 月ごろまで
② 昭和 49 年 8 月ごろから 50 年 4 月ごろまで
③ 昭和 50 年 5 月ごろから 51 年 8 月ごろまで
④ 昭和 52 年 1 月ごろから同年 3 月ごろまで

申立期間①については、首都圏の A 区に所在していた B 社で、営業業務に従事していた。

申立期間②については、C 市に所在していた D 社で現場作業員として勤務していた。

申立期間③については、E 市に所在していた F 社が経営する店舗で支配人として勤務していた。

申立期間④については、E 市に所在していた G 社が経営する店舗で管理者として勤務していた。

いずれの事業所にも正社員として入社し、給与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、すべての申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない上、申立人は、申立期間①当時の同僚等の名前を記憶しておらず、B 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間①当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚はいずれも、申立人を記憶していないと供述していることから、申立人が申立期間①において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間①について、申立人の厚生年金

保険の被保険者記録が確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、前述の複数の同僚のうち一人が、「毎月 50 人から 100 人の従業員が入れ替わっていた。」と供述しているところ、前述の被保険者名簿の記録において、申立期間①当時、厚生年金保険被保険者の資格を取得している者は 1 人から 42 人であることが確認できること、申立事業所において、申立期間①当時、総務部長であったとする者は、「申立期間①当時は、事務職の従業員は全員厚生年金保険に加入させていたが、申立人のような営業職の従業員は、申出のあった者以外は、原則として厚生年金保険には加入させず、厚生年金保険料も控除していなかった。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所においては、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、適用事業所名簿により、申立人が勤務していたとする B 社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間①当時の資料は保管されていないことから、申立人に係る申立期間①当時の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

- 2 申立期間②については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない上、申立人は、申立期間②当時の同僚等の名前を記憶しておらず、D 社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿において、申立期間②当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚はいずれも、申立人を記憶していないと供述していることから、申立人が申立期間②において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、前述の被保険者名簿では、申立期間②について、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

さらに、申立人は申立事業所において現場作業員として勤務していたと主張しているところ、前述の同僚のうち複数の者が、「申立期間②当時、事務系の業務に従事する従業員、役職者及び役職者の親族は厚生年金保険に加入させていたが、現場作業員は厚生年金保険に加入させていなかった。」と供述していることから判断して、当時、申立事業所においては、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、適用事業所名簿により、D 社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間②当時の資料は保管されていないことから、申立人に係る申立期間②当時の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

3 申立期間③については、F社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から、申立人が記憶する二人の同僚のうち一人について、同姓の者に係る厚生年金保険の被保険者記録を確認できるものの、同人に連絡を取ることができず、残り一人について、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、申立期間③当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚はいずれも、申立人を記憶していないと供述していることから、申立人が申立期間③において申立事業所に勤務していたことを確認することができない。

また、F社及び関連会社であるH社に係る事業所別被保険者名簿では、申立期間③について、申立人の厚生年金保険の被保険者記録が確認できず、健康保険の整理番号欄に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したものと考える。また、

さらに、前述の複数の同僚が「厚生年金保険の加入は希望制であった。」、「F社及びH社は、アルバイトを含めて約200人の従業員が勤務していたが、そのうち約半数がアルバイトだったと思う。」、「F社及びH社は、アルバイトを除いてそれぞれ約60人から70人の従業員が勤務していた。」とそれぞれ供述しているところ、F社及びH社に係る健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿から申立期間③当時に確認できる被保険者は、最も人数の多い時期で、両事業所を合わせて約50人であることから判断すると、当時、申立事業所においては、すべての従業員について必ずしも厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

加えて、適用事業所名簿により、申立人が勤務していたとするF社が既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間③当時の資料は保管されていないことから、申立人に係る申立期間③当時の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

4 申立期間④については、申立人に係る雇用保険の被保険者記録が確認できない上、申立人は、申立期間④当時の同僚の名前を記憶しておらず、申立人が申立期間④においてG社に勤務していたことを確認できる供述を得ることができない。

また、適用事業所名簿において、G社は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、申立事業所の事業の一部を引き継いだI社が、「申立期間④当時は、申立事業所との合併前であったため、当時の資料は保管されておらず、申立事業所が厚生年金保険の適用事業所であったかどうか、申立人が申立事業所に勤務していたかどうかなどについては不明である。」と回答

していることから、申立人の申立期間④に係る厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、G社の元事業主であったとされる二人について、オンライン記録により、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、両者が事業主であったとされる期間については、いずれも国民年金保険料を納付していることが確認できる。

- 5 申立人がすべての申立期間に係る厚生年金保険料を各事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人のすべての申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者としてすべての申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 1 月 1 日まで

申立期間は、A社に勤務していたが、昭和 40 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したと記録されている。41 年*月に出産を控え、その費用が必要であったため、申立事業所に 40 年 12 月末までの期間において勤務し、同年末は、クリスマスや正月の売出しで忙しく、ボーナスと大入り袋を支給された記憶がある。同年 12 月 31 日まで勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録により、申立人のA社における離職日は昭和 40 年 8 月 31 日であることが確認できる上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は離職日の翌日である同年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失していることが確認できる。

また、申立人がA社における同僚として名前を挙げた8人のうち、連絡先が判明した3人に照会したところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間に厚生年金保険の被保険者記録が確認できる一人は、申立人を知らないと供述している上、ほかの二人は申立期間に厚生年金保険の被保険者記録は確認できないことから、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことを確認することができない。

さらに、申立事業所は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立期間当時の資料は保管されておらず、当時役員であった者に照会したものの、回答は無く、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる供述及び関連資料を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、法人登記簿から、A社は昭和46年3月にB社（現在は、C社）と合併解散していることが確認できるところ、C社は、合併前の期間における貸金台帳等は引き継がれておらず、合併前に退職した従業員の人事記録は保管していない旨回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 35 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 5 月 1 日から同年 12 月 29 日まで

昭和 59 年 10 月 1 日から 60 年 12 月 28 日までの期間において、A社B支店にパートタイマーとして勤務をし、同社C支店における厚生年金保険の被保険者となっていた。同社C支店における厚生年金保険被保険者資格の喪失日が同年5月1日と記録されているが、同年12月28日まで同社B支店に勤務していたことは、同社C支店から交付された同年12月分の給与に関する書類、及び預金通帳に給与振込みの記録があることから間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する昭和60年12月28日付けの給与の支給内訳とみられるA社C支店からの通知及び預金通帳から判断すると、申立人が申立期間について同社B支店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、当該通知には厚生年金保険料を控除した記載は確認できず、預金通帳に振り込まれた金額について、申立人が主張する勤務状況に基づいて検証したところ、申立人が申立期間において、事業主により給与から厚生年金保険料の控除が行われたことを推認することはできない。

また、適用事業所名簿から、A社B支店は平成2年5月1日に厚生年金保険の適用事業所に該当しており、申立期間においては厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認でき、申立人の所持する昭和60年12月分の給与の支給内訳とみられる通知の発行元が同社C支店であることが確認できることから、申立人が申立人と同じパートタイム勤務であったと主張している同僚一人について、A社及び同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿を確認したが、いずれにおいても厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。

さらに、雇用保険の被保険者記録によると、申立人はA社における被保険者資格を昭和60年4月30日に喪失していることが確認できる上、同社C支店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人は同年5月1日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失していることが確認できる。

加えて、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番も無い。

また、A社C支店は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認できる関連資料を得ることができない。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 11 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

A社に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の標準報酬月額が、実際に給与から控除されていた保険料に見合う報酬月額よりも低く記録されている。

申立期間における給与の振込額が確認できる銀行の普通預金元帳の写しを提出するので、申立期間の標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することになる。

したがって、A社が提出した平成 11 年分源泉徴収簿兼賃金台帳に記載されている厚生年金保険料の控除額は、申立期間に係るオンライン記録上の標準報酬月額に見合う厚生年金保険料額と一致しており、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんは行わない。

なお、事業主は、「申立人は営業職であり、申立期間当時の給与体系では、営業職の従業員については基本給のほかに販売実績に応じた歩合給相当額を加算した額を報酬月額として支給していた。申立人の場合、申立期間において複数回、社内制度の貸付金を受けており、申立人が申立期間の報酬月額として主

張している額は、給与支給額に当該貸付金を加算した額であり、標準報酬月額
の算定根拠となるものではない。同貸付金の返済額については、各月の報酬月
額から控除していた。」と供述しているところ、前述の源泉徴収簿兼賃金台帳
において記録されている、貸付金返済額を差し引いた給与支給額は、申立人が
所持するB銀行の申立期間に係る普通預金元帳に記載されている給与振込額と
一致していることが確認できる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 42 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 8 年 7 月 29 日から同年 12 月 1 日まで
申立期間においては、A社に正社員として勤務していたことは間違いなく、申立事業所に勤務していた時期の雇用保険被保険者証も所持している。
申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する雇用保険被保険者証及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立期間のうち、平成 8 年 7 月 29 日から同年 9 月 2 日までの期間において、申立人がA社に勤務していたことは認められる。

しかしながら、B市C区における国民健康保険の加入記録により、申立人は、申立期間の全期間について、国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる。

また、オンライン記録から、申立人が申立期間にA社において申立人と同じ業務に従事したとして名前を挙げている同僚の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる者のうち回答を得ることができた同僚一人は、申立人に係る記憶が無いと供述している。

さらに、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、事業主も既に死亡していることから、申立期間における申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認する関連資料及び供述を得ることができない。

加えて、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、両申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年ごろから28年8月まで
② 昭和28年9月から32年11月まで

申立期間①については、私の親族の紹介でA社に、申立期間②については、B社（後のC社）に勤務していた。

両事業所について、同僚には厚生年金保険の被保険者記録が確認できると聞いているのに、私の厚生年金保険の被保険者記録が確認できないことに納得できないので、両申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、別の同僚は、「A社の現場業務に従事する者の中には、請負の者が多数おり、その請負の者については、厚生年金保険には加入させていなかった。厚生年金保険に加入していない者の給与から厚生年金保険料の控除は行っていなかった。」と供述しており、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる上記の同僚は、「入社時は現場の業務に従事していたが、その後事務職に変わった。申立人は現場の業務に従事していた。」などと供述していることから判断すると、当該事業所においては、正社員と請負の者が混在して勤務していた状況がうかがえる。

また、申立人は、申立期間①当時の従業員数について約50人であった旨申し立てしているところ、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から確認できる当時の被保険者数は25人であることから判断すると、事業主は、申立期間①当時、すべての従業員を必ずしも厚生年金保険に加入させ

ていたとは限らない事情がうかがえる上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間①における申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、厚生年金保険適用事業所名簿によると、A社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の関連資料も見当たらず、当時の事業主も所在が不明で供述も得られないことから、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

- 2 申立期間②については、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚の供述から判断すると、勤務期間は特定できないものの、申立人が同事業所に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、申立人は、申立期間②中に、B社の前で当時同一の班において業務に従事していたとする同僚 11 人と共に撮影された写真を保管しており、11 人すべての氏名又は姓を記憶しているところ、そのうちの 3 人については、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険の被保険者記録が確認できない上、別の同僚は、「当時、申立人の所属する班には、業務が増えたため近辺の会社等から下請として勤務している者が多く出入りしていた。下請業者に採用された者はB社の正社員として取り扱われていなかったと思う。」と供述していることから判断すると、当時、当該事業所では、すべての従業員を厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間②における申立人の氏名は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものと考えるのは難しい。

さらに、厚生年金保険適用事業所名簿によると、B社は、既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の関連資料も見当たらず、当時の事業主は死亡していることから、申立人の厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認することができない。

- 3 申立人が両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として両申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 13 年 10 月から 14 年 5 月 1 日まで
平成13年10月ごろA社に入社したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日が14年5月1日と記録されていることに納得できないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び同僚の供述から判断して、入社日の特定はできないものの、申立人が申立期間のうち、少なくとも平成 13 年 12 月 12 日から 14 年 5 月 1 日までの期間においてA社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録によると、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、平成 14 年 1 月 1 日であり、それ以前においては厚生年金保険の適用事業所に該当していないことが確認できるところ、A社に係るオンライン記録から同日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる者は「平成 14 年 1 月 1 日以前から勤務しているが、A社が厚生年金保険の適用事業所に該当する前の期間について、給与から厚生年金保険料の控除は行われていなかった。」と供述している。

また、A社に係るオンライン記録から厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚らは、「試用期間があった。」と供述しているところ、当該同僚らが厚生年金保険被保険者の資格を取得した時期とそれぞれが供述する勤務開始時期が一致していないことから判断すると、事業主は、申立期間当時、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

さらに、A社に係るオンライン記録では、申立期間において、申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できず、当該記録には整理番号に欠番が無い

ことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、元事業主及び同僚に照会したものの、申立人の厚生年金保険料の控除に関する供述等を得ることができない。

また、オンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金に加入し、国民年金保険料の全額免除申請を行っていることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 38 年 3 月 1 日から同年 11 月 1 日まで
昭和 38 年 3 月にA公社B支社C局（現在は、D社）に臨時雇用員として採用され、平成 17 年 4 月 1 日までの期間において継続して勤務した。
社会保険事務所（当時）に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が確認できない旨の回答を得た。当時の経歴を証明する履歴表を所持しており、申立期間についても勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する履歴表により、申立人は、昭和 38 年 3 月にA公社B支社C局E事業所に臨時雇用員として採用され、以後試用員（昭和 40 年 3 月 1 日発令）を経て、40 年 5 月 1 日に職員となっていることが確認できる上、雇用保険の被保険者記録により、38 年 3 月 7 日に申立事業所において被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立人が申立期間において申立事業所に勤務していたことが認められる。

しかしながら、A公社の業務を継承したF機構は、「職員に発令される前の臨時雇用員又は試用員としての勤務期間について、昭和 38 年 9 月までの期間は、健康保険及び厚生年金保険の適用対象外として取り扱われてきたが、同年 10 月以降の期間は、『臨時雇用員等社会保険事務処理規程』に基づき健康保険及び厚生年金保険の適用対象となった。」と回答している。

また、適用事業所名簿によると、A公社B支社C局が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなったのは、昭和 38 年 10 月 1 日であることが確認でき、前述の「臨時雇用員等社会保険事務処理規程」には、健康保険厚生年金保

険の被保険者の範囲について、「日々雇い入れられる者であって、1箇月をこえて引き続き使用された場合。」と規定されているところ、申立人と同じく臨時雇用員としてA公社B支社C局E事業所に配属されたとする同僚から、同局が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった同年10月1日以降の期間について、申立人は日々雇用の臨時雇用員であったとの供述を得ていることから判断すると、申立人が、厚生年金保険被保険者資格の要件を満たすことになったのは同年11月1日以降と考えられ、申立期間については厚生年金保険が適用されていなかったと認められる。

さらに、申立人は、「臨時雇用員として勤務していた配属先であるA公社B支社C局E事業所において、同僚及び上司の名前は記憶していない。」と供述しているところ、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立人と配属先及び雇用形態が同一であったとする同僚で連絡先の判明した一人は、申立人と同様に昭和38年11月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得していることが確認できる。

加えて、A公社B支社C局が厚生年金保険の適用事業所に該当することとなった昭和38年10月1日以降における厚生年金保険被保険者の資格を取得した者について、同日に991人が一括して厚生年金保険被保険者の資格を取得した後、同年11月1日に60人、同年12月1日に42人が資格を取得と記録されており、順次厚生年金保険被保険者の資格を取得していることがうかがえるところ、F機構は、「厚生年金保険被保険者資格の取得の手続については、A公社の各局内の各現場機関の長の裁量にゆだねられており、厚生年金保険被保険者資格の取得時期が相違しているのは、これらの事情が影響している可能性がうかがえる。」と回答している。

また、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和32年10月1日から35年4月25日まで

昭和32年10月から35年4月までの期間において、A社に勤務し、同社が所有するB丸に船長として乗船していたが、「ねんきん特別便」を確認したところ、申立期間の船員保険の被保険者記録が無いことが分かった。同社に勤務していたことは間違いないので、申立期間を船員保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人がA社に勤務していたことがうかがえる。

しかしながら、適用事業所名簿によれば、A社は既に船員保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡しており、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿により船員保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚に照会しても、申立人の勤務期間及び船員保険の加入状況等に関する記憶が無いなど、申立人の申立期間における勤務実態、船員保険の加入状況及び船員保険料の控除等について確認できる関連資料及び供述を得ることができない。

また、当時の事業主の息子は、「申立期間当時は父親が会社を経営しており、関連資料も保存しておらず、申立人に係る船員保険等の取扱いについては不明である。申立期間当時は社会保険について十分に整備されていなかったように記憶しており、すべての従業員について船員保険に加入させていなかった可能性も考えられる。」と供述している上、申立事業所に係る船員保険被保険者名簿により、申立人が記憶する同僚8人のうち4人の同僚について、申立期間において、船員保険の被保険者記録が確認できないことから判断すると、当時、申立事業所では、すべての従業員について必ずしも船員保険に加入させて

いたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社に係る船員保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の船員保険の被保険者記録は確認できず、被保険者証記号番号に欠番は無いことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

なお、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿においても、申立期間における申立人の厚生年金保険の被保険者記録は確認できない。

このほか、申立人の申立期間における船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年7月11日から53年9月1日まで
社会保険事務所(当時)に厚生年金保険の被保険者記録について照会したところ、申立期間の被保険者記録が無い旨の回答を得た。
申立期間は、A社を退社し、出向先であるB社に入社して、経理及び総務担当としての業務に従事していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述及び雇用保険の被保険者記録から判断すると、申立人がB社に昭和51年7月から52年4月ごろまでの期間において勤務していたことが推認できる。

しかしながら、申立人及び同僚の供述により、申立人は申立事業所において経理及び総務の担当者として厚生年金保険の手続等の業務に携わっていたことが確認できるものの、申立人は、「事業主の指示により、私の厚生年金保険被保険者資格取得届を社会保険事務所に提出しておらず、申立期間の給与から厚生年金保険料を控除していなかった。」と供述している。

また、適用事業所名簿によると、B社は申立期間途中の昭和52年4月26日に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっている上、当時の事業主は死亡していることから、申立期間における厚生年金保険の加入状況及び厚生年金保険料の控除等について確認する関連資料及び供述を得ることができない。

さらに、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿では、申立期間における申立人の厚生年金保険の記録は確認できず、健康保険の整理番号に欠番は無いことから、申立人の被保険者記録が欠落したものとは考え難い。

加えて、雇用保険の被保険者記録により、申立人の離職日は昭和52年4月

21 日であり、離職後に雇用保険の求職者給付を受給していることが確認できる上、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 19 年 10 月 1 日から 20 年 5 月 22 日まで

A社に設計担当として勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。申立期間において勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

適用事業所名簿によれば、A社は既に厚生年金保険の適用事業所に該当しなくなっており、当時の事業主の連絡先が不明であり照会することができない上、申立事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、申立期間当時、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人に聴取したところ、うち一人は、「申立期間当時、私は庶務担当であったが、申立人に係る記憶は無く、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」、残り二人は、「私は検査部門に所属しており、設計部門とは交流がなかったので、申立人に係る記憶は無い」と供述しているほか、申立人が名前を挙げた同僚は連絡先不明等により供述を得ることができないことから、申立人の申立期間における勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び事業主による厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び供述等を得ることができない。

また、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）では、厚生年金保険被保険者資格の取得日は昭和 20 年 5 月 22 日と記録されており、申立人に係る厚生年金保険被保険者記号番号払出簿に基づく厚生年金保険被保険者記号番号の払出日及びオンライン記録と一致していることが確認できる。

さらに、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持していない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成9年4月1日から同年9月16日まで

A社（現在は、B社）に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。当時の給与明細書を保管しており、同僚等の名前も記憶しているので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA社における平成9年5月分の給与明細書及び同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことが推認される。

しかしながら、当該給与明細書では、厚生年金保険料及び雇用保険料が控除されていないことが確認できるほか、申立人の申立期間における雇用保険の被保険者記録も確認できない上、B社は、「申立人に係る関連資料は保存していないが、申立人が提出している給与明細書及び職務内容から、社会保険の適用が無い採用形態であったと思われる。」と回答している。

また、オンライン記録から、申立人が名前を挙げた店長を除く7人の同僚は、申立事業所における厚生年金保険の被保険者記録は確認できない上、このうち4人の同僚から聴取したところ、いずれも、「申立事業所における勤務時間数は、4時間30分又は5時間30分であり、これらのパートは厚生年金保険に加入していなかった。」と供述していることから判断すると、当時、申立事業所では、必ずしもすべての従業員について厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、オンライン記録から、申立人は申立期間において国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和21年5月23日から22年3月1日まで

A社（現在は、B社）C所に勤務していた申立期間に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できない。昭和21年5月23日から勤務していたことは事実であるので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B社が提出した申立人の経歴書及び職歴書により、申立人がA社C所において昭和21年6月に「臨時」として採用されていることが確認できることから判断すると、申立期間のうち、同年6月から22年3月1日までの期間において、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、B社では、「A社の人事記録は引き継いでいるが、申立人は当社が設立する前にA社において採用されているので、申立期間当時の社会保険関係資料は保存しておらず、申立内容を確認できない。」と回答している。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から、厚生年金保険の被保険者記録が確認できる同僚3人は、それぞれ、「私は、昭和21年5月に申立事業所に入社し、間もなくして申立人が入社してきた。しかし、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、申立人と同日の22年3月1日となっており、当時の厚生年金保険の加入状況については分からない。」、「私が昭和21年に申立事業所に入社した後に、申立人が入社してきた記憶があるが、私の厚生年金保険被保険者資格の取得日は22年3月1日となっている。」、「私は、昭和21年にA社D支社に入社したが、厚生年金保険被保険者資格の取得日は22年3月1日となっている。」と供述していることから判断すると、当時、A社では、従業員について必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入さ

せていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿、及び厚生年金保険被保険者記号番号払出簿では、申立人の厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和 22 年 3 月 1 日となっており、オンライン記録と一致していることが確認できる。

加えて、申立人は申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料を所持しておらず、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。